

# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 西北圏域の減災に係る取組方針



平成30年3月20日

西北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会

五所川原市、中泊町、鱒ヶ沢町、深浦町、  
青森地方气象台、青森県

# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 西北圏域の減災に係る取組方針

## 目 次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	2
3. 西北圏域（県管理河川）の概要	3
(1) 地形的特徴等	3
(2) 過去の被害状況と河川改修の経緯	4
(3) 河川の整備状況と重要水防箇所	5
4. 現状の取組状況及び課題	8
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項	8
(2) 水防に関する事項	12
(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項	15
5. 減災のための目標	16
(1) 減災のための目標	16
(2) 取組の方向性	16
6. 概ね5年で実施する取組	17
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組	17
(2) 的確な水防活動のための取組	19
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	20
(4) 河川管理施設の整備等に関する対策	21
7. フォローアップ	21

## 1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

こうした背景から設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成28年8月の台風10号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、全ての地域において減災のための取組を推進していくことが求められることとなった。

これらを踏まえ、西北圏域の県管理河川において、河川管理者、県、国、市町村等が減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めるために、「西北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会」を平成29年5月22日に設立した。

本協議会では、西北圏域の地形的特徴や被害状況をはじめ、減災に係る取組状況等の共有を図り、西北圏域の大規模水害に対し、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するため、河川管理者、県、国、市町村が平成33年度までの概ね5年で行う取組方針をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本方針は、本協議会規約第4条に基づき作成したものである。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
五所川原市	市長
中泊町	町長
鱒ヶ沢町	町長
深浦町	町長
気象庁 青森地方気象台	台長
青森県	県土整備部長
青森県	危機管理局長
青森県	西北地域県民局 地域整備部長

本協議会のアドバイザーは、以下のとおりである。

アドバイザー
国土交通省 東北地方整備局 河川部
国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

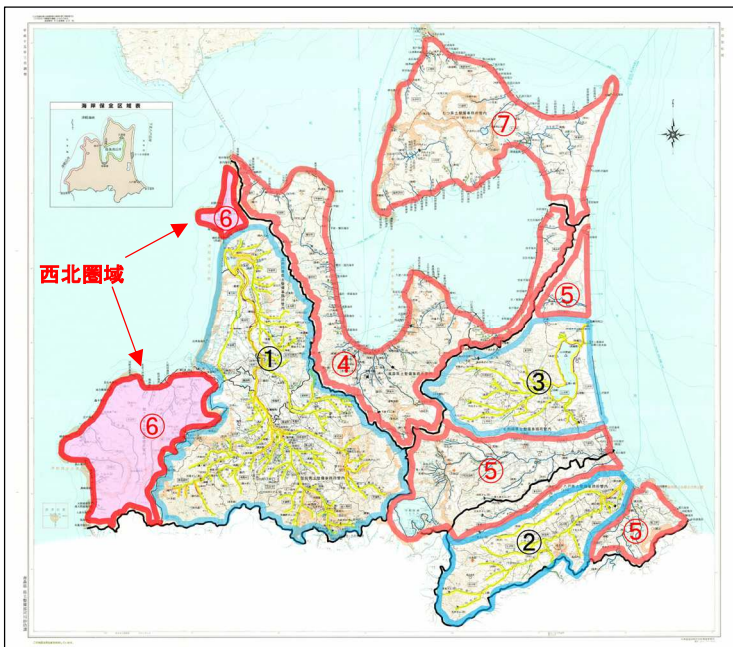
### 3. 西北圏域（県管理河川）の概要

#### (1) 地形的特徴等

西北圏域は、青森県の西部に位置し、五所川原市、中泊町、鱒ヶ沢町、深浦町の1市3町により構成され、本圏域には、世界遺産に指定されている白神山地、眺望で名高い岩木山、十二湖、千畳敷海岸などの美しい自然資源が点在している。

面積は、約1,008km<sup>2</sup>で、青森県全体の10%を占めている。圏域南部では、岩木山や白神山地から日本海に注ぐ中村川などの河川があり、圏域北部には津軽半島中央部から流れる小泊川などの河川などがある。

本協議会では、西北圏域の二級河川17水系26河川、管理延長183.8kmを減災対策の対象とする。



#### ⑥ 西北圏域

1. 五所川原市
2. 中泊町
3. 鱒ヶ沢町
4. 深浦町

	協議会名	設立年
<b>一級河川</b>		
①	岩木川等大規模水害に備えた減災対策協議会	H28年設立
②	馬淵川大規模水害に備えた減災対策協議会	H28年設立
③	高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会	H28年設立
<b>二級河川</b>		
④	青森圏域大規模氾濫時の減災対策協議会	H29年設立
⑤	三八・上北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会	H29年設立
⑥	<b>西北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会</b>	<b>H29年設立</b>
⑦	むつ圏域大規模氾濫時の減災対策協議会	H29年設立

・ 西北圏域の県管理河川一覧

番号	等級	水系名	(幹川名)	河川名	支派川 次数	管理延長 (Km)	沿川市町村名
1	2級	中村川	中村川	中村川	幹川	29.9	鱒ヶ沢町(弘前市)
2	2級		〃	徳明川	1次	2.2	鱒ヶ沢町
3	2級		〃	堀切川	1次	1.0	鱒ヶ沢町
4	2級		〃	逆川沢	1次	0.9	鱒ヶ沢町
5	2級		〃	井戸ノ沢	1次	0.7	(弘前市)
6	2級		〃	前ノ川沢	1次	2.5	鱒ヶ沢町
7	2級		前ノ川沢	滝ノ沢	2次	0.6	鱒ヶ沢町
8	2級		中村川	中川沢	1次	2.8	鱒ヶ沢町
9	2級	赤石川	赤石川	赤石川	幹川	34.7	鱒ヶ沢町
10	2級		〃	沼ノ沢川	1次	3.3	鱒ヶ沢町
11	2級		〃	恩愛沢川	1次	2.7	鱒ヶ沢町
12	2級	鳴沢川		鳴沢川		12.4	鱒ヶ沢町
13	2級	大童子川		大童子川		6.3	深浦町
14	2級	小童子川		小童子川		3.3	深浦町
15	2級	追良瀬川		追良瀬川		28.0	深浦町
16	2級	吾妻川		吾妻川		10.5	深浦町
17	2級	磯崎川		磯崎川		2.6	深浦町
18	2級	泥川		泥川		2.2	深浦町
19	2級	笹内川		笹内川		13.8	深浦町
20	2級	濁川		濁川		2.1	深浦町
21	2級	松神川		松神川		1.9	深浦町
22	2級	大池		大池		1.2	深浦町
23	2級	小峰沢川		小峰沢川		4.8	深浦町
24	2級	津梅川		津梅川		4.7	深浦町
25	2級	小泊川		小泊川		5.7	中泊町
26	2級	磯松川		磯松川		3.2	五所川原市
		<b>17 水系</b>	<b>26 河川</b>		<b>183.8 Km</b>		

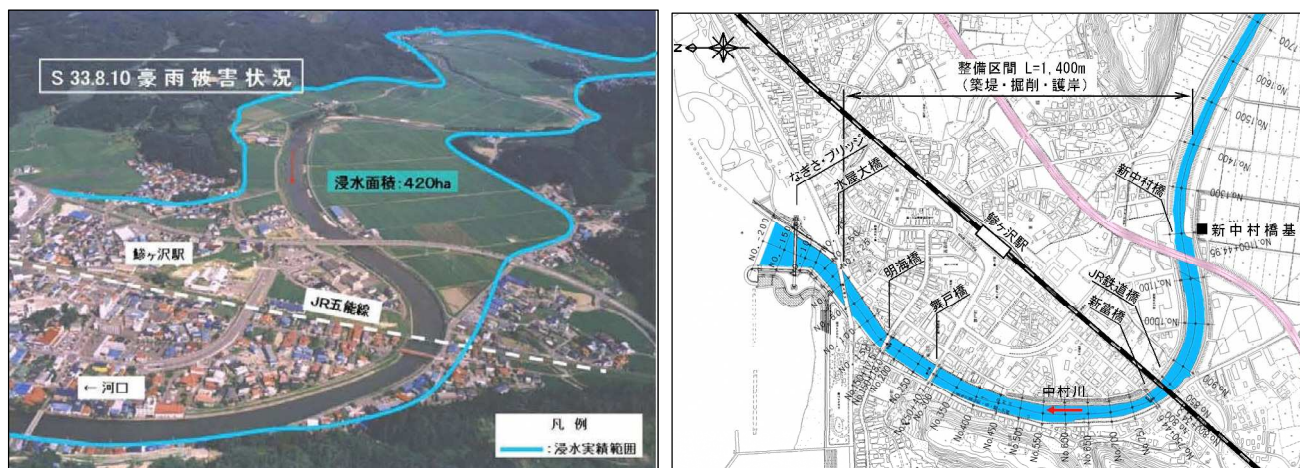


## (2) 過去の被害状況と河川改修の経緯

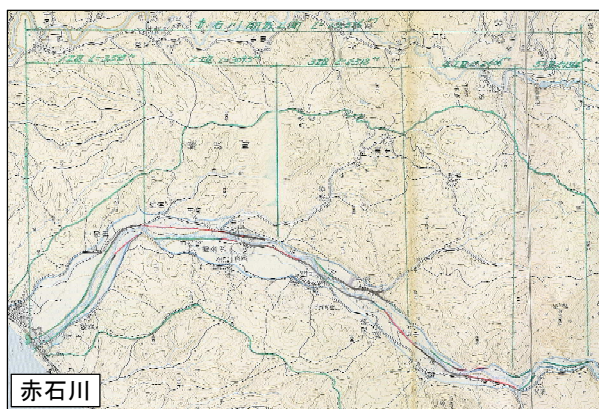
中村川沿川は、下流部の鱒ヶ沢町市街地を中心に、中村川の氾濫により昭和33年8月、昭和36年4月、昭和50年8月と度重なる洪水被害を受けてきた。

中村川の治水事業は、昭和33年8月洪水、昭和36年4月の融雪豪雨出水等の度重なる洪水被害を契機に本格的に始まり、昭和36年から昭和41年にかけて市街地がある河口部の6.3km区間が整備された。

その後も、昭和42年3月、昭和47年7月、昭和50年8月、昭和52年8月、昭和55年4月と度重なる洪水被害を受け、中流部の改修が行われた。また、鱒ヶ沢町の市街地の拡大に伴い、河口から2.7kmを計画区間として昭和56年度から再改修に着手し、平成9年度までに鉄道橋上流1.8km区間の暫定改修を終えたものの、融雪出水時等には毎年のように洪水被害が懸念されるなど、治水安全度が依然と低いことから、広域河川改修事業を実施し、平成2年と同規模の洪水に対して浸水被害の解消を図っている。



赤石川は、昭和47年7月7日～9日の7月豪雨により四兵衛森観測所において24時間最大雨量244.0mmを観測し、農地冠水、家屋の床上、床下浸水、南金沢小学校・中学校の一部が流出するなど甚大な被害を受けたことから、河口から13.6km区間において、昭和48年度に災害復旧助成事業に着手し、昭和50年度に完了した。



追良瀬川は、上記と同様の7月豪雨により笹内観測所において24時間最大雨量445.0mmを観測し、農地冠水、家屋の床上、床下浸水、追良瀬橋の流出のため五能線が不通となるなど甚大な被害を受けたことから、河口から6.85km区間において、昭和47年度に災害復旧助成事業に着手し、昭和50年度に完了した。



小泊川は、昭和62年8月4日～6日の低気圧による大雨により、市浦雨量観測所において、総雨量96mm、時間最大雨量33mmを観測し、農地冠水、家屋の床上、床下浸水等の被害を被ったことから、河口から約0.75km区間において、昭和62年度に河川等災害関連事業に着手し、平成元年度に完了した。



### (3) 河川の整備状況と重要水防箇所

・ 西北圏域の河川の整備状況

青森県全体の整備率、39.2%に対して、西北圏域は58.9%となっている。

#### ○整備状況(県管理区間)

(km)

区分	水系数	河川数	指定延長	要改修延長(A)	整備水準以上			進捗率		整備水準以下又は未着手
					施設完成(B)	施設暫定	計(C)	(B)/(A)	(C)/(A)	
一級河川	3	129	918.4	658.5	148.6	65.9	214.5	22.6%	32.6%	444.0
二級河川	79	157	1,003.4	558.0	203.7	58.3	262.0	36.5%	47.0%	296.0
<b>計</b>	<b>82</b>	<b>286</b>	<b>1,921.8</b>	<b>1,216.5</b>	<b>352.3</b>	<b>124.2</b>	<b>476.5</b>	<b>29.0%</b>	<b>39.2%</b>	<b>740.0</b>

#### ○圏域別整備状況

(km)

圏域名	水系数	河川数	指定延長	要改修延長(A)	整備水準以上			進捗率		整備水準以下又は未着手
					施設完成(B)	施設暫定	計(C)	(B)/(A)	(C)/(A)	
青森	33	46	251.3	183.7	74	21.5	95.5	40.3%	52.0%	88.2
三八・上北	8	37	374.5	187.5	43.1	17.2	60.3	23.0%	32.2%	127.2
<b>西北</b>	<b>17</b>	<b>26</b>	<b>184</b>	<b>76</b>	<b>38.3</b>	<b>6.5</b>	<b>44.8</b>	<b>50.4%</b>	<b>58.9%</b>	<b>31.2</b>
むつ	21	48	193.5	110.8	48.3	13.1	61.4	43.6%	55.4%	49.4

用語の定義	整備水準	時間雨量40mm相当の降雨による水害を防止できる。
	整備水準以上	流下能力が整備水準以上の安全度を有する。
	整備水準未満	流下能力が整備水準以上の安全度を下回る。
	施設完成	一定計画に基づく河川管理施設が完成している。
	施設暫定	一定計画に基づく河川管理施設は未完成であるが特定の工種は整備済。 (例: 築堤護岸完、掘削残)

・ 西北圏域の重要水防箇所

西北圏域で管理する26河川、183.8kmに対し、重要水防箇所は、10河川、40.06km（両岸計）となっている。

水系名	河川名	重要水防区間延長		
		A 重要水防区間延長(m) 水防上最も重要な区間	B 重要水防区間延長(m) 水防上最も重要な区間	A+B 総延長(m)
中村川	中村川	0	10,260	10,260
赤石川	沼ノ沢川	0	4,450	4,450
	恩愛沢川	0	850	850
鳴沢川	鳴沢川	0	3,200	3,200
小童子川	小童子川	0	200	200
磯崎川	磯崎川	0	5,000	5,000
泥川	泥川	1,000	3,200	4,200
津梅川	津梅川	0	1,900	1,900
小泊川	小泊川	5,600	0	5,600
磯松川	磯松川	4,400	0	4,400
合 計		11,000	29,060	40,060

用語の定義	堤防高 (流下能力)	Aランク: 計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。 Bランク: 計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
	堤防断面	Aランク: 現況の堤防断面・天端幅が、計画の堤防断面・計画の天端幅の2分の1未満の箇所。 Bランク: 現況の堤防断面・天端幅が、計画の堤防断面・計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。
	法崩れ・すべり、漏水	Aランク: 過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があり、その対策が未施工の箇所。 Bランク: 過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。 堤体あるいは基礎地盤の土質等からみて法崩れ・すべりや漏水が発生する恐れのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
	・補足説明	※この他、水衝部や洗掘箇所、工作物等設置箇所においても評定基準を定めています。 また、新しく施工された堤防や破堤跡、旧川跡については、注意を要する箇所として「要注意区間」として整理しています。 ※重要水防箇所については、青森県のホームページで公表している水防計画書に記載されています。

※重要水防区間の延長は、要改修区間のうち未改修区間など、洪水時に危険が予想され重点的に巡視点検が必要な箇所の左岸延長、右岸延長を合計したものの。

## 4. 現状の取組状況及び課題

西北圏域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出した結果、以下のとおりである。（別紙-1 参照。）

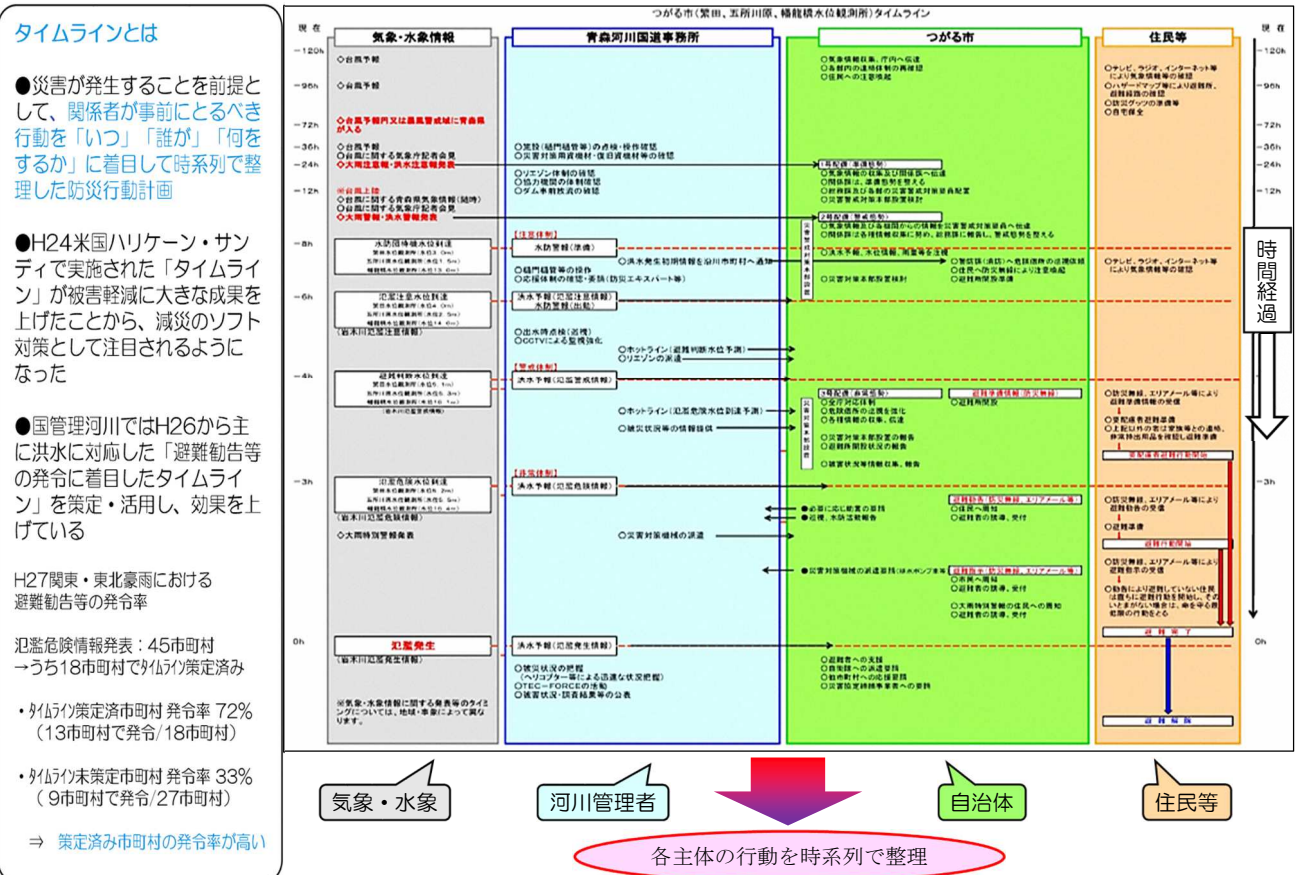
### (1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

#### a) 避難勧告等の発令について

<b>現状</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、避難勧告等発令の目安となる水位到達情報を水防管理者へ通知するとともに、報道機関の協力を得て一般に周知している。</li> <li>市町村は、水位到達情報や水位情報、気象予報・警報、土砂災害警戒情報等を参考に、避難勧告等の発令を行っている。</li> </ul>

<b>課題</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令に対して、タイムラインや明確な発令基準（水位、降雨、気象状況など）が必要である。</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川について、避難勧告等の発令に対して明確な発令基準が必要である。</li> </ul>	2

### タイムラインの作成及び発令基準（つがる市参考）

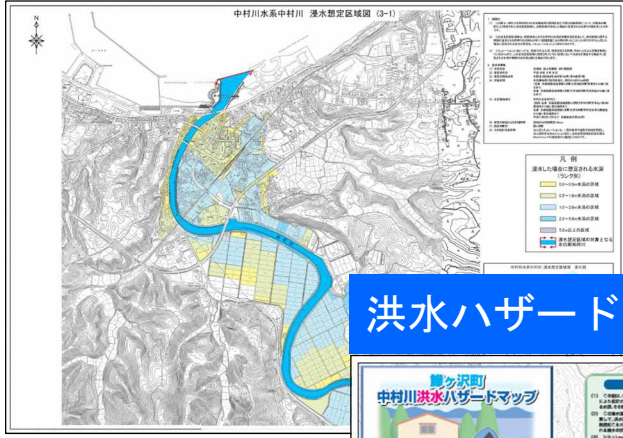


b) 避難場所、避難経路について

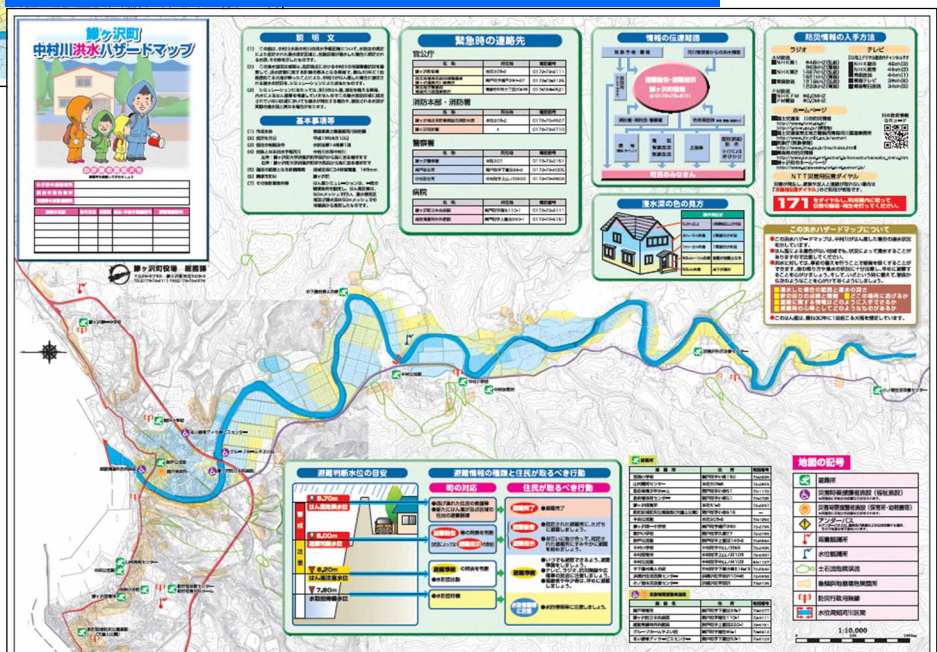
<b>□現状</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、計画規模降雨に対応した浸水想定区域図を作成・公表し、関係機関へ提供している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、浸水想定区域図に基づき、避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップ等を作成し、関係住民に周知している。</li> </ul>	

<b>■課題</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図が作成された場合、市町村において速やかに、洪水ハザードマップ等の作成、広域避難計画の策定や関係住民への周知が必要である。</li> </ul>	3
<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域が示されていない地区において、避難場所、避難経路の策定、周知が必要である。</li> </ul>	4
<ul style="list-style-type: none"> <li>水位周知河川以外でも、洪水ハザードマップが必要な河川があり、作成する必要がある。</li> </ul>	5

浸水想定区域図（中村川）



洪水ハザードマップ（市町村作成）





c)住民等への情報伝達の方法について

<b>□現状</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、河川砂防情報提供システムにより、雨量情報・河川水位情報、河川監視カメラ映像などをリアルタイムで公開している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、洪水お知らせメールにより、水位や雨量情報などを登録者に情報発信している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、避難情報を防災無線、広報車、エリアメールや情報発信サービスメール等により伝達している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携により避難対象地区住民への情報周知を図っている。</li> </ul>	

<b>■課題</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、情報提供していない河川においても、水位計や河川監視カメラを設置するなど避難行動につながる情報提供をしていく必要がある。</li> </ul>	6
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時にエリアメールや情報発信サービスメール、WEBによる情報発信を行っているが、一部の利用者にとどまっているため、関係住民へ確実な災害情報を伝達する仕組みが必要である。</li> </ul>	7
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報を発表・公表しているが避難行動へ結びついていないことが多いため、各種情報の有効性などお知らせする必要がある。</li> </ul>	8
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の誰もが、わかりやすく理解しやすい情報提供が必要である。</li> </ul>	9
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報等の伝達に利用する防災行政無線の老朽化が著しいため、更新・改良が必要である。（デジタル化移行への機器整備）</li> </ul>	10





d) 避難誘導體制について

□現状

- ・市町村職員、消防職員、水防団、自主防災組織等が連携し、危険な地域からの避難誘導を実施している。

■課題

・発災時に地域住民が的確な避難行動をとることができるよう、平素から避難所の場所、避難準備、避難の心得等、周知徹底を図る必要がある。	1 1
・地域によって、避難誘導體制が確立されていないため、検討する必要がある。	1 2



防災訓練の状況（五所川原市）



防災訓練の状況（中泊町）

## (2)水防に関する事項

### a)河川水位等に係わる情報提供について

□現状	
・ 県は、市町村に対し、基準水位観測所で観測された水位により、水防警報河川において水防警報、水位周知河川において水位到達情報を発表している。	
・ 市町村は、国や県などの水位観測情報サイトにより、リアルタイムでの情報収集を行っている。	
・ 市町村は、職員、水防団員が目視により、河川の水位や状況を確認している。	

■課題	
・ 水位計が設置されていない河川では、目視で確認している状況にあるため、水位計設置の検討が必要である。	13





## b) 河川の巡視区間について

□現状	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、重要水防箇所を公表し、関係機関と共に合同巡視を実施するとともに、日常から重点的に巡視をしている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、出水時には、堤防や護岸などの河川管理施設を点検するため、河川巡視をしている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村は、職員、消防職員、水防団員、自主防災会と連携して管轄する区域（河川、ため池、水路等）の巡視をしている。</li> </ul>	

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防団員の人員不足、高齢化等により、水防活動の対応が出来ない可能性があるため、広報等による団員確保への取り組みが必要である。</li> </ul>	1 4
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防団員の専門的な知見や技術を習得する機会や、経験が乏しいため、水防訓練の実施や講習会への参加により、技術の向上を図る必要がある。</li> </ul>	1 5



合同巡視実施状況（鱒ヶ沢町 中村川）

### c) 水防資機材の整備状況について

<b>□現状</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、水防倉庫等に水防機材を備蓄し、水防に備えている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村は、防災倉庫、消防団各屯所に水防資機材（土のう袋、シート等）をストックし、水防に備えている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者との防災協定を締結している。</li> </ul>	

<b>■課題</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域によって、資機材の整備が進んでいないため、整備が必要である。</li> </ul>	1 6



水防倉庫内備蓄状況（鱒ヶ沢道路河川事業所）

### d) 自治体庁舎の水害時における対応について

<b>□現状</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域図策定箇所については、区域内には庁舎、災害拠点病院等はない。</li> </ul>	

<b>■課題</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域には庁舎等ないものの、内水氾濫等が発生した場合に非常用電源の耐水性の確保するための対策が必要である。</li> </ul>	1 7

(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

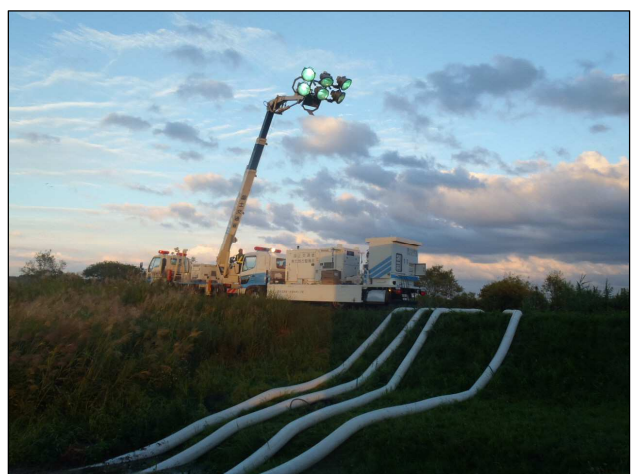
a) 排水活動及び訓練、施設運用に関する取組

<b>□現状</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、内水等を排除するためのポンプ設備を保有していない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村は、協定締結先の業者や消防団のポンプ車を活用した排水作業をしている。</li> </ul>	

<b>■課題</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定外の雨量に対する排水訓練等が必要である。</li> </ul>	1 8
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団ポンプ車などによる排水は、本来の用途ではないため、ポンプ内部機構を損傷させる恐れがあるため、検討が必要である。</li> </ul>	1 9



二ツ森橋下流での排水活動（東北町 H18 出水）



赤川破堤時の排水活動（東北町 H28 台風 9 号）



## 5. 減災のための目標

### (1) 減災のための目標

地形的特徴、現状の取組状況及び課題を踏まえ、各構成機関が連携して平成33年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

#### 【5年間で達成すべき目標】

西北圏域の対象河川は、中村川、赤石川、追良瀬川など26河川と少なく、延長は183.8kmと4圏域の中で一番短い。過去の災害復旧事業等により、他の圏域に比べ河川整備率は高いものの、住民等の確実な避難のため水害危険性の周知を図って行く必要がある。このような状況を踏まえ、西北圏域の県管理河川で発生しうる大規模水害※に対し、「避難する・備える・連携する」ことにより、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」・「社会経済被害の最小化※」を目指す。

- 避難するとは…流域住民が主体的に水害リスクを把握し、避難につながる、住民目線のソフト対策が必要です。
- 備えるとは……「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との意識を持ち社会全体で洪水氾濫に備えることが必要です。
- 連携するとは…氾濫被害の防止や軽減、的確な水防活動を行うため、関係機関が連携し、地域で総力を挙げて対応することが必要です。

※大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※社会経済被害の最小化…大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

### (2) 取組の方向性

河川管理施設等の整備を着実に進めるとともに、以下の取組を行っていく。

#### 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①情報伝達、避難計画等に関する取組
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組
- ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

#### 2) 的確な水防活動のための取組

- ①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組
- ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する取組

#### 3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

## 6. 概ね5年で実施する取組

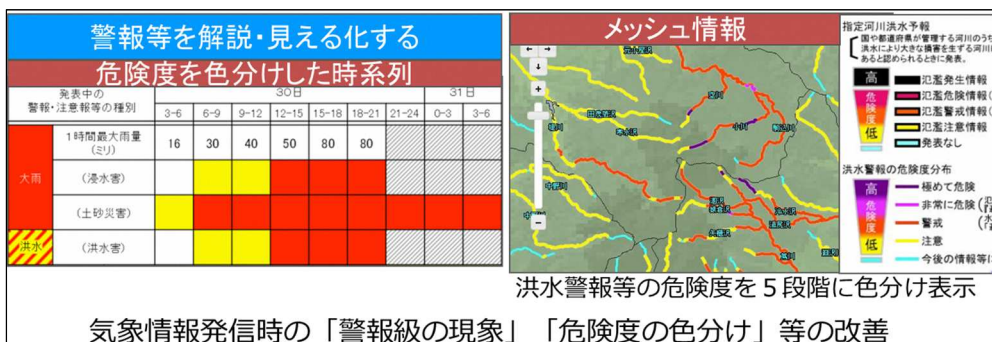
氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照。）



### (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

#### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	1、2 6、7	継続実施	県 市町村 気象台
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	1、2、9	継続実施	県 市町村 気象台
水害危険性の周知促進 （水位周知河川の拡大、危機管理型水位計の設置）	2、4、5 6、11	H29年度から H32年度	県 市町村
I C T等を活用した洪水情報の提供	1、2、7 8、9	継続実施	県 市町村 気象台
隣接市町村における避難場所の指定 （広域避難体制の構築）等	3	必要に応じて 今後検討	県 市町村 気象台
要配慮者利用施設における避難計画の 作成及び避難訓練の実施	11、12	H30年度から 順次実施	県 市町村 気象台

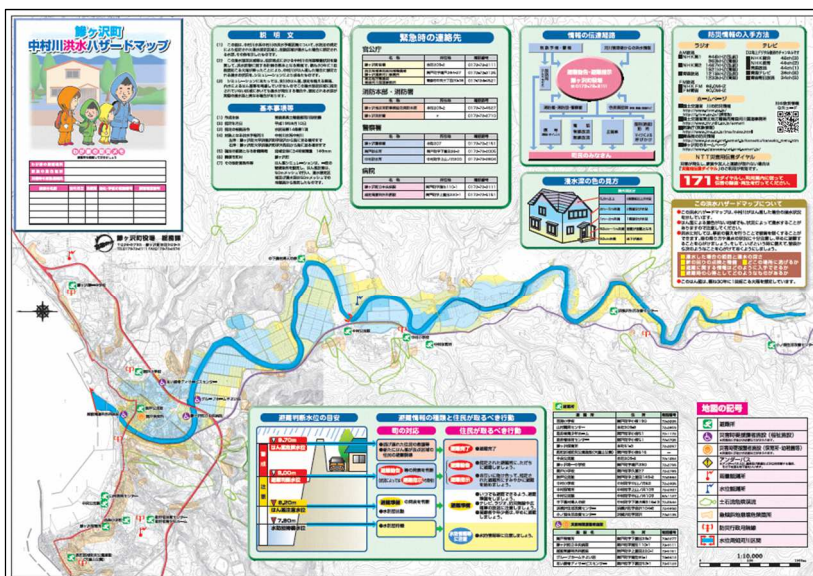


②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	3	H32年度実施	県 市町村
水害ハザードマップの改良、周知、活用	3、4、5	H32年度から H33年度	県 市町村
既に保有する浸水実績等の共有、住民への周知	4、5 1 1	継続実施	県 市町村
防災教育の促進 (指導計画を関係市町村の全ての学校に共有)	8、9 1 1	継続実施	県 市町村 気象台



看板設置状況 (鯨ヶ沢町 中村川)

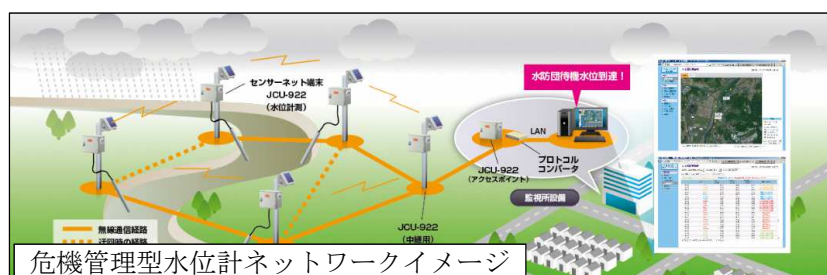


洪水ハザードマップ (鯨ヶ沢町 中村川)



### ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	6、13	H29年度から H33年度	県 市町村
防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等情報伝達手段の整備	10	H29年度から H33年度	市町村
河川防災ステーションの整備	—	必要に応じて 今後検討	県 市町村



## (2)的確な水防活動のための取組

### ①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
重要水防箇所や水防資機材等について、関係者が共同で点検	15、16	継続実施	県 市町村
水防に関する広報の充実 (水防団確保に係る取組)	14	継続実施	県 市町村
関係機関、水防団等の技術力向上のため、水防工法訓練等に参加	15、18	継続実施	県 市町村
水防団間での連携、協力に関する検討	15、16	継続実施	県 市町村



水防訓練の状況（八戸市馬淵川）

## ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
浸水想定区域内の市町村庁舎等において、各施設管理者等に対する情報伝達体制・方法の検討	1 7	継続実施	県 市町村
市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実 (耐水化、非常用発電等の整備)	1 7	継続実施	市町村

## (3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	1 8、1 9	継続実施	県 市町村
浸水被害軽減地区の指定	—	必要に応じて 今後検討	市町村



資機材運搬用トラック



資機材点検の状況



排水ポンプ①



排水ポンプ②



#### (4) 河川管理施設の整備等に関する対策

主な取組項目	実施時期	取組機関
堤防等河川管理施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	継続実施	県
流木や土砂の影響への対策	H29年度からH32年度	県
決壊までの時間を少しでも引き延ばすための堤防構造の工夫 (危機管理型ハード対策)	H30年度から検討	県
樋門・樋管等の確実な運用体制の確保	必要に応じて今後検討	県
ダム再生の推進	必要に応じて今後検討	県
河川管理の高度化の検討	必要に応じて今後検討	県

## 7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、地域防災計画や水防計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。